

社会福祉法人仙台白百合会

特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑における

「看取りに関する指針」

1. 特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑における看取り介護の理念

人は人として存在するだけで尊いものです。人生の最期まで個人として尊重され、安らかな最期を迎える事が出来るよう支援します。

2. 特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑における看取り介護の考え方

看取り介護は、近い将来に終末を迎えることが予見される特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑の入居者が、医師の診断のもと回復不能な状態に陥った時に、最期の場所及び治療等について本人の意思並びに家族の意向を最大限に尊重して行わなければならない。特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑において看取り介護を希望される入居者、家族の支援を最期の時点まで継続することが基本であり、それを完遂する責任が施設及びその職員にはある。また、看取り介護実施中やむを得ず病院や在宅等に搬送する入居者においても、搬送先の病院等への引継ぎ、家族への支援を行わなければならない。

- ① 看取り介護実施時、特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑は、以下の条件を満たしているとともに、施設における看取り介護に関する理念及び理念に基づく質の高いサービスが提供されなければならない。
- ② 特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑の入居者は人道的かつ安らかな終末を迎える権利を保持しているので、看取り介護実施時、特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑は、その身体的苦痛、精神的苦痛に対してできるだけ緩和ケアを行い、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるよう全人的ケアを提供するために以下の体制を整備する。
- ③ 看取り介護実施時には、特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑は、医師及び協力医療機関との連携を図り、医師の指示により管理者を中心に多職種協働体制のもとで、入居者及び家族の尊厳を支える看取りに努めるものである。

3. 看取り体制

(1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ① 特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑における看取り介護の基本理念を明確にし、本人または家族に対し生前意思（リビングウィル）の確認を行うこと。
- ② 特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑の看取り介護においては、医師による診断（医学的に回復の見込みがないと判断したとき）がなされたときが、看取りの開始となる。
- ③ 看取り介護実施にあたり、本人または家族に対し、医師または協力病院から

十分な説明が行われ、本人または家族の同意を得ること（インフォームドコンセント）。

- ④ 看取り介護においては、そのケアに携わる施設長、相談員、看護師、介護支援専門員、管理栄養士、歯科衛生士、介護職員等従事する者が協働し、看取り介護に関する計画書を作成し、原則として1回以上、本人家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行うこと。なお、必要に応じて適宜、計画内容を見直し変更する。

（２）医師・看護師体制

- ① 看取り介護実施にあたり、協力病院または、医師等との情報共有による看取り介護協力体制を築いていること。
- ② 看護師は医師の指示を受け、看護責任者のもとで入居者の疼痛緩和等安らかな状態把握に努め、入居者の状況を受け止めるようにする。また、日々の状況等について、随時、家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応していく。
- ③ 医師による看取り介護の開始指示を受けて、カンファレンスに基づき多職種による看取り介護計画を作成し実施するものとする。

（３）看取り介護の施設整備

尊厳ある安らかな最期を迎えるために個室の環境整備に努め、その人らしい人生を全うするための施設整備の確保を図ること。

（４）看取り介護委員会の設置

① 設置目的

その人らしい個別的な看取り介護を検討する。
看取り介護を行った職員のメンタルケアを行う。
職員への看取り介護教育を行う。
以上を目的として、看取り介護委員会を設置する。

② 看取り介護委員会の構成員

- ア) 苑 長
- イ) 副苑長兼相談員
- ウ) 相談室長
- エ) 介護支援専門員
- オ) 栄養室主任
- カ) 看護室主任
- キ) 機能訓練指導員
- ク) 介護室長
- ケ) 介 護 員
- コ) 介 護 員
- サ) 介 護 員
- シ) 介 護 員
- ス) 介護主任
- シ) 介 護 員

③ 看取り介護委員会の開催

委員会は年4回（5月・8月・11月・2月）開催する。他、随時開催する。

（5）看取り介護の実施とその内容

① 看取り介護に携わる者の体制及びその記録等の整備

- 1) 看取り介護同意書
- 2) 医師の指示
- 3) 看取り介護計画書（変更、追加）
- 4) 経過観察記録
- 5) 臨終時の記録
- 6) 看取り介護終了後のカンファレンス会議録

② 看取り介護実施における職種ごとの役割

（施設長）

- 1) 看取り介護の総括管理
- 2) 看取り介護に生じる諸課題の総括責任

（医師）

- 1) 看取り介護期の診断
- 2) 家族への説明
- 3) 緊急時、夜間帯の対応と指示
- 4) 各協力病院との連絡、調整
- 5) 定期的カンファレンス開催への参加
- 6) 死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載

（相談員、介護支援専門員）

- 1) 継続的な家族支援（連絡、説明相談、調整）
- 2) 看取り介護にあたり多職種協働のチームケアの連携強化
- 3) 定期的カンファレンス開催への参加
- 4) 緊急時、夜間帯の緊急マニュアルの作成と周知徹底
- 5) 死後のケアとして家族支援と身辺整理

（看護職員）

- 1) 医師または協力病院との連携強化を図る
- 2) 看取り介護にあたり多職種協働のチームケアの確立
- 3) 看取り介護に携わる全職員への死生観教育と職員からの相談機能
- 4) 看取り介護期における状態観察の結果に応じて必要な処置への準備と対応を行う
- 5) 疼痛緩和
- 6) 急変時対応マニュアル（オンコール体制）
- 7) 臨時の家族への説明と、その不安への対応
- 8) 定期的カンファレンス開催への参加

(歯科衛生士)

- 1) 歯科医師との連携強化を図る
- 2) 日常の口腔ケアの実施と指導
- 3) 必要に応じて嚥下評価の実施

(介護職員)

- 1) きめ細かな食事、排泄、清潔保持の提供
- 2) 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
- 3) コミュニケーションを十分にとる
- 4) 看取り介護の状態観察、食事・水分摂取量の把握、浮腫、尿量、排便量等のチェックときめ細かな経過記録の記載
- 5) 定期的カンファレンス開催への参加
- 6) 生死の確認のため、細やかな訪室を行う。

(管理栄養士)

- 1) 入居者の状態と嗜好に応じた食事提供
- 2) 食事、水分摂取量の把握
- 3) 定期的カンファレンス開催への参加
- 4) 必要に応じて家族への食事提供

(機能訓練指導員)

- 1) 褥瘡の予防・安楽な姿勢保持の工夫
- 2) 状態に合わせた可動域訓練・マッサージ等の実施
- 3) 状態に応じて、必要な福祉用具（ベッド・クッション等）等の工夫
- 4) 定期的カンファレンス開催への参加

③ 看取り時の介護体制

- 1) 緊急時特別勤務体制（別紙・随時）
- 2) 緊急時家族連絡体制（別紙・対応マニュアルに基づき対応）
- 3) 自宅又は病院搬送時の施設外サービス体制

④ 看取り介護の実施内容

1) 栄養と水分

看取り介護にあたっては、多職種が協力し、入居者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量等の確認を行うとともに、入居者の身体状況に応じた食事の提供や好みの食事等の提供に努める。

2) 清潔

入居者の身体状況に応じた可能な限りの入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防対策に努める。

その他、本人、家族の希望に沿うように努める。

3) 苦痛の緩和
(身体面)

入居者の身体状況に応じた安楽な体位の工夫と援助及び疼痛緩和等の処理を適切に行う(医師の指示による緩和ケア又は日常的ケアによる緩和ケアの実施)。

(精神面)

身体機能が衰弱し、精神的苦痛を伴う場合、手を握る、体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励まし、安心される声がけによるコミュニケーションの対応に努める。

4) 家族

変化していく身体状況や介護状況については、定期的に医師からの説明を行い、家族の意向に沿った適切な対応を行う。

継続的に家族の精神的援助(現状説明、相談、こまめな連絡等)あるいは本人、家族から求められた場合における宗教的なかわりと援助を行い、カンファレンスごとに適時の状態説明を通し、家族の意向を確認する。

5) 死亡時の援助

医師による死亡確認後、エンゼルケアを施行し、家族と看取り介護に携わった全職員でお別れをする。

死後の援助として、必要に応じて家族支援(葬儀の連絡、調整、慰留金品引渡し、荷物の整理、相談対応等)を行う。

(5) 看取りに関する職員教育

特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑における看取り介護の目的を明確にし、死生観教育と理解の確立を図るものとする。

- 1) 看取り介護の理念と理解
- 2) 死生観教育と死へのアプローチ
- 3) 看取り期に起こりうる機能的・身体的変化への対応
- 4) 夜間・急変時の対応
- 5) 看取り介護実施にあたりチームケアの充実
- 6) 家族への援助方法
- 7) 看取り介護についての検討会

3. 医療機関や在宅への搬送の場合

(1) 医療機関への連絡

医療機関にこれまでの経過説明を十分に行い、家族の同意を得て、経過観察記録等の必要書類を提示する。

(2) 本人、家族への支援

継続的に本人や家族の状況を把握するとともに、訪問、電話等での連絡を行い、介護面、精神面での援助を確実に行う。

死後の援助として必要に応じて家族支援(葬儀の連絡、調整、慰留金品引渡し、荷物の整理、相談対応等)を行うことが望ましい。

4. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、入居者様及びご家族様の求めに応じていつでも施設内で閲覧できるようにするとともに、ホームページにも公表し、入居者様及びご家族様がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(施設内・ホームページ閲覧用)

